

共生・公正・創造



# ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号  
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290  
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

## いよいよ判決、東労組役員らによる脱退・退職強要裁判！

### 4年間の傍聴を振り返って

### 浦和電車区裁判総集編 シリーズ その9

東労組の脱退・退職強要事件の裁判（東京地裁）が、59回に及ぶ公判を終えいよいよ7月17日に判決を迎えることとなった。本紙はこの4年間の傍聴を振り返って浦和電車区事件の事実をシリーズで紹介することとした。

#### 第54回公判（2006.11.16）

#### ウエハラ被告に対する補充質問

被害者Y君に対する追及行動を記載した資料について尋問されたウエハラは、「事実とは違う」「誇張表現だ」と例によって逃げの一手に終始した。

#### 第55回公判（2006.12.21）

#### 証拠整理

焦点となっていたサイトウ被告とオオマ被告の供述調書は供述経過として採用され、ウエハラ被告とオグロ被告の検事調書は採用となった。これは、裁判長が、【いかに彼等の言い分が嘘八百か】ということを見極めた公正・公平な結論ということである。被告側は、これまで何度も、『取調官に机を叩かれたり、「20年、30年刑務所にぶちこまれる」などと脅された』と主張してきたのだから、当然、取調官を証人出廷させるべきなのに、弁護士らはなぜか何も反論しなかったのである。

#### 第56回公判（2007.2.21）

#### 論告求刑

浦和電車区事件の被告に最高懲役3年の論告求刑が下った。この裁判が初まって4年目でやっと検察側の論告求刑がなされた。論告求刑の内容は

ヤナジ被告・・・懲役3年（大宮地本副委員長として、事件の首謀者）

ヤマダ被告・・・懲役2年半（大宮地本青年部長として、地本と分会のパイプ役）

ウエハラ被告・・・懲役2年半（分会長として、ヤナジの指導で実行）

オオマ被告・・・懲役2年半（実行行為の中心人物）

サイトウ被告・・・懲役2年（被害者への追及を強硬に主張し、連日にわたって追及）

オグロ被告・・・懲役2年（被害者に脱退を迫るなど、脅迫行為を実行）

ヤツダ被告・・・懲役2年（「俺は革マルだ」などと、脅迫行為は悪質）

今回の事件は、労働組合活動の範ちゅうを超えた強要事件であり、厳しく論告求刑されたのである。

#### 第57回公判（2007.4.19）

#### 最終弁論

#### 第58回公判（2007.4.25）

#### 最終弁論

永きにわたった本裁判もついに最終弁論を迎えた。57回公判は、傍聴券獲得行動にJR総連・東労組が3400名にも及ぶ組合員を動員したため、開廷が遅れるという異常な状況になった。公判では冒頭、裁判長が「あなた方（被告側）を支援するのは分かるが、結果的に開廷が遅れることになる。組織的なものならば、次回からはあまり多く動員するのは遠慮して欲しい」と、異例なことに被告側に苦言を呈した。

#### 第59回公判（2007.4.27）

#### 被告人最終意見陳述・結審

最後の足掻きか。「被告らは加害者ではなく、被害者だ」「国策弾圧、でっち上げ」と最後まで強弁した。2003年2月25日から始まった本件裁判は本日でやっと結審し、7月17日、ついに判決を迎えることとなった！